

19. スロバキア

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

スロバキアでは、以下の法令をもって WEEE 指令と RoHS 指令が完全に国内法制化されている。

- ・ 廃棄物法改正法（733/2004 号） 2005 年 1 月 1 日発効
- ・ 環境省による告示 208/2005 号および 209/2005 号（法令 126/2004 号改正法） 2005 年 6 月 1 日発効
- ・ 廃電気・電子機器の規制・査定・再利用・再生使用に関する法令 388/2005 号 2005 年 8 月 13 日発効
- ・ リサイクル基金への負担金に関する法令 359/2005 号 2005 年 8 月 3 日採択

スロバキアではリサイクル制度を導入するにあたり、2002 年 1 月リサイクル基金が創設された。廃棄物の回収や処理を支援するための資金確保を目指すもので、電気・電子機器をはじめ自動車、プラスチック、ガラス、紙などの製造者と輸入業者から回収や処理の負担金を徴収している。

また、製造者には WEEE のシンボルマークの表示が義務づけられているが、製造者名の表示に関しては特に規定がない。

さらに、一般家庭からの WEEE の引き取りは、小売業者が同時に製造者である場合のみ義務づけられている。

② 罰則規定および違反事例

WEEE、RoHS 国内法では、違反行為について最高 500 万コルナの罰金を定めている。また、製造者登録を怠った企業に対してはスロバキア国内での販売停止措置がとられる。なお、違反行為がきわめて重い罪と認められる場合、または状況を悪化が認められる場合には、さらに高額な罰金が科される場合がある。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

登録はすべての製造者に義務づけられている。登録先はスロバキア環境省（Ministerstvo

zivotneho prostredia, <http://www.lifeenv.gov.sk>) で、2005年1月1日までに事業を開始した製造者は同年6月30日までに登録することになっていた。

b. 登録方法

新規の製造者については、事業活動開始から30日以内に登録しなければならない。登録手続きはスロバキア国内で行われなければならない。登録の際には以下の項目を届け出る必要がある。

- ・ 企業名、登録住所
- ・ 商業登記等の登録番号
- ・ 上市する電気・電子機器
- ・ 利用する回収・処理システムまたは財政証明の種類と金額

登録を怠った企業に対しては、スロバキア国内での販売停止措置がとられる。なお、製造者登録料は無料となっている。

最初の登録以降、毎年3月31日までに実績に関する届け出を行う必要がある。届け出事項は以下のとおりとなっている。

上市した製品の量、家庭用機器の量（品目別）

- ・ 回収された WEEE の量、家庭から出た WEEE の量（品目別）
- ・ 回収・再利用された WEEE の量
- ・ 輸出された WEEE の量
- ・ 回収目標に対する実績

さらに、リサイクル基金に対しても届け出が必要である。WEEE 処理を行う事業者は四半期ごとに、製造者は四半期が終わる一カ月前までに WEEE の引き取り、処理、リサイクルの分量、回収によって得られたエネルギーの量などについて報告しなければならない。

また、製品をスロバキアから EU 域内に輸出する業者、そして逆に同国に製品を輸出する外国企業は、いずれも登録することはできない。

② 回収の仕組み

消費者は WEEE を自治体の回収所に持ち込み、自治体はそれらを分別する責任を負う。WEEE 回収コンテナ（製造者から提供される）にある程度の廃棄物が回収されると、自治体は登録機関に報告する。当局は登録されている製造者のうち、どの企業が廃棄物を引き取り、同企業と提携するリサイクル下請け会社に持ち込むかを指定する。リサイクル業者

には WEEE の引き取りと処理が義務づけられており、その費用は製造者が負担する。電気・電子機器の販売業者または小売業者は、新たに機器を購入した消費者に対し、無料で WEEE を回収するサービスを提供することができる。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

廃棄目的で WEEE が域内で国境を越える場合、廃棄物発送に関する規定が定める手続きを行う必要がある。一方、再生使用が目的の場合、廃棄物が危険物質を含むか否かにより、あらかじめ廃棄物発送に関する規定に準ずる手続きが必要となるか、あるいは輸送が認可されなくなるかが決まる。

WEEE の保管施設および輸送中に警察、税関、検査当局などの国立機関が検査を行い、非廃棄物であるか、危険物質を含まないかを確認し、使用済み電気・電子機器が適正な検査済みであるか、ラベル表示・包装が適切であるかを確認する。その際、下記の書類が必要となる。

- ・ CMR 書類
- ・ 評価・検査を証明するラベルのコピーとすべての試験およびラベル表示に関する情報を記載したプロトコル
- ・ 責任者の宣誓書

各証明が不十分な場合、当局は輸送を禁じ、管轄機関に通告をする。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

スロバキアでは大手企業の一部が WEEE の回収に関して提携し、WEEE の引き取り・処理義務をリサイクル業者一社に移譲している。現在、合計 13 の民間コンソーシアムがある。

i. ENVIDOM

2005 年 3 月にスロバキアで事業を展開させる大手電気メーカーと輸入業者によって設立された。主にカテゴリー 1 と 2 にあてはまる電気・電子機器と小型家電の回収とリサイクルにあたる。会員数は 2008 年 5 月の段階で 73 であった。また、スロバキア国外で登録済みの拠点を有する製造者を通じて登録した会員は 93 を数える。

廃棄物法に定める大型および小型家電の製造者と輸入業者であれば、誰でも ENVIDOM に参加できる。また、自然人もしくは法人向けの大型および小型家電の販売と輸入を仲介

する自然人または法人も ENVIDOM の回収システムに参加することができる。参加申し込みは、ENVIDOM のホームページを通じて行うことができる。

製造者と輸入業者は製品をスロバキア国内で上市する際に料金を明示しなければならないが、このビジブルフィーは製造者と輸入業者から ENVIDOM に毎月支払われる。年間の上市量に占めるシェアをもとに金額が設定される。

小売業者には WEEE を引き取る義務がないため、ENVIDOM は WEEE を回収した小売業者に対し、一定の金額を支払っている。こうした小売業者を介した回収ネットワークはすでに構築されている（2008年5月の段階で452社が参加）。参加登録や回収した WEEE の輸送の依頼などは、インターネットで行うことができる。これらのデータベースに ENVIDOM のロジスティックス関連の提携企業がアクセスし、WEEE の運搬を手配するしくみになっている。

このほかに、自治体や自治体に委託された回収業者が直接に運営する回収所でも WEEE の回収が行われている。また、巡回回収も実施されている（カーブサイド収集方式など）。

連絡先

- ・ ENVIDOM

RuVIDOM ている。また、巡回回収も実施されている（カーブサイド取

Tel: +421 2 50 221 300

Fax: +421 2 50 221 301

email: info@envidom.sk

URL: <http://www.envidom.sk>

ii. SEWA

SEWA は 2005 年 6 月 25 日にオーディオビジュアル技術輸入業界（ADAT）とスロバキア IT 協会（ITAS）によって設立された。10 の全てのカテゴリーにあてはまる WEEE の回収を行っている。会員数は 2009 年 6 月の時点で 419 に達する（B to B と B to C）。

SEWA に参加する製造者と輸入業者は入会金のほか、前年にスロバキア国内に上市された電気・電子機器の量に応じて回収・輸送・処理にかかる費用の分担金（kg あたりユーロで支払い）を支払わなければならない。製造者および輸入業者は回収・処理にかかる料金を表示することは義務づけられていないが、SEWA 側は回収システムの透明度を高めるためにコスト表示を推奨している。

登録と報告などの手続きは、SEWA のウェブサイトを通じて行われる。

連絡先

- SEWA - Slovak Electronic Waste Agency, a.s.
RaWA - Slovak Electronic Waste Agen
Tel: + 421 2 4910 6811
Fax: + 421 2 4910 6819
email: sewa@sewa.sk
URL: <http://www.sewa.sk>

以下、その他の組織の連絡先をまとめた。

- EKOLAMP
EKOLAMP Slovakia
KomLAMP Slovakia とめた。1
940 93 Novovakia と
Tel: + 421 35 64 64 251
email: ekolamp@ekolamp.sk
URL: <http://www.ekolamp.sk>
回収対象 カテゴリー5
- ETALUX
ETALUX - Light Equipment Producerency, a.s.る料金を
Tureck - Light Equipment Produc
Tel/Fax: + 421 35 64 00 513
email: etalux@etalux.sk
URL: <http://www.etalux.sk>
回収対象 全カテゴリー

- ELEKOS

ELEKOS - EEE Producersk 513ky 1eren

MurgaS - EEE Producersk 5

Tel: +421 37 77 23 050

Fax: +421 37 77 23 050

email: elekos@elekos.sk

URL: <http://www.elekos.sk>

回収対象 全カテゴリー

- ENZO

ENZO-VERONIKA-VES, a.s.

VeZO-VERONIKA-VES, a.s. 513ky 1

Tel: + 421 41 763 50 72

Fax: + 421 41 763 59 28

email: gazova@enzoza.sk

URL: <http://www.enzoza.sk>, <http://www.weee.sk>

回収対象 全カテゴリー

- ELEKTRORECYKLING

ELEKTRORECYKLING s.r.o.

ČLEKTRORECYKLING s.r.o. 513ky

Tel: + 421 48 470 07 41

Fax: + 421 48 470 07 40

email: info@elektrorecycling.sk

URL: <http://www.elektrorecycling.sk>

回収対象 全カテゴリー

- BRANTNER

BRANTNER SLOVAKIA s.r.o.

Vietnamska 22, 82104 Bratislava

Tel: + 421 2 43 41 50 45

Fax: + 421 2 43 63 86 52

email: slovakia@brantner.com

回収対象 全カテゴリー

- ZEO

ZEO, s.r.o.

Star s.r.o.akia@brantner.comavaer

Tel: + 421 915 969 416

email: zeo@zeo.sk

Website: <http://www.zeo.sk>

回収対象 カテゴリー6

- LOGOS

LOGOS Slovakia, s.r.o.

NejedlSlovakia, s.r.o.er.comav

email: edichtler@stonline.sk

回収対象 全カテゴリー

- LIMIT RECYCLING SLOVAKIA

LIMIT RECYCLING SLOVAKIA, s.r.o.

MiletiRECYCLING SLOVAKIA, s.r.o.

Tel/Fax: +421 2 502 44 274

Email: lrs@lrs.sk

URL: <http://www.lrs.sk>

回収対象 全カテゴリー

- NATUR カテゴリーlr

NATUR カテゴリーlrs.sk0

RuTUR カテゴリーlrs.sk02 44 274s.r.o.ren

Tel: +421 2 502 21 222

Fax: +421 2 502 21 542

email: office@naturpack.sk

URL: http://www.naturpack.sk

回収対象 全カテゴリー

・ ELKOMIN

ELKOMIN - EEE Producerk.sks.r.o.renc

ČLKOMIN - EEE Producerk.sks.r.o.ren

Tel: +421 2 555 71 491, +421 903 936 418

email: elkomin@elkomin.eu

URL: http://www.elkomin.eu

回収対象 全カテゴリー

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

消費者は自治体の回収所に WEEE を持ち込み、無料で回収してもらえる。

⑥ WEEE 回収率

ENVIDOM が 2007 年に回収した WEEE の量は 8,013 トンで、2006 年の 4,564 トンに比べてほぼ二倍に達した。小売業者からの回収量は 2,162 トンで、これは回収量全体の 27% にあたる。

一方 SEWA がパートナー組織（回収所、回収会社、小売業者、廃棄物処理会社）を通じて 2008 年に回収・処理した WEEE の量は約 429 トンであった。

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

スロバキア環境省の省令第 359 号は、電気・電子機器の製造者および輸入業者がリサイクル基金に納めるべき負担金の額を以下のように規定している（単位はコルナ）。

図表 33 製品ごとの WEEE 回収費用

(単位：コルナ)

大型家庭用電気製品	
大型冷却機器	28
その他	16
小型家庭用電気製品	20
情報技術・電気通信機器	
パソコン	50
その他	40
消費者用機器	
テレビ	50
その他	40
照明機器	
水銀を含まないもの	40
水銀を含むもの	50
電気・電子工具（大型の据付型製造業工具を除く）	20
玩具、レジャー並びにスポーツ器具	20
医療関連機器（すべての移植機器および汚染機器を除く）	40
監視および制御機器	40
自動販売機	20

出所：スロバキア環境省令第 359 号よりジェトロ作成

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① WEEE、RoHS 国内法の問題点

スロバキアでは 2009 年夏、廃棄法改正をめぐって電気・電子機器の製造者・輸入業者が反発し、大統領が拒否権を行使するという動きがあった。スロバキア議会は 2009 年 6 月 30 日に廃棄物改正法案を可決したが、これは EU 法への準拠を実現するものとされると同時に、電気・電子機器の製造者および輸入業者に対し、上市した各製品に関わる負担金をリサイクル基金に支払うことを義務づける規定を盛り込んだものである。また、同改正法では製造者・輸入業者が国外のリサイクル施設を利用することを禁止している。電気・電子機器製造者と輸入業者は、改正法の導入が製品の価格上昇をもたらすと懸念して改正法

案に反対、ガシュパロビッチ大統領に嘆願書を送った。これを受けて、同大統領は7月31日に拒否権を行使した。

一方、リサイクル基金とスロバキア自治体連合（ZMOS）は法改正を支持していた。リサイクル基金は、改正法による価格上昇はありえず、むしろリサイクル料金の引き下げにつながるとした上で、改正法は市民から徴収するリサイクル料金の公正な運用を明確化したものだという見解を示した。またスロバキア自治体連合も、廃棄物の分別回収・リサイクルに関わる諸問題はシステムにおける資金の不足ではなく、回収システムによるリサイクル料金の徴収方法が原因であるとし、リサイクル料金が廃棄物の分別回収・リサイクルのために100%利用されていない点を指摘した。

今回の改正法では、製造者と輸入業者を対象としたリサイクル基金への料金負担義務の拡大が争点となり、ガシュパロビッチ大統領もこの点について批判的な姿勢を示していた。実際、リサイクル制度の確立に向けて2002年1月に創設されたリサイクル基金は、その機能が果たされていないこと、消費者の費用負担が高いこと、資金の用途が不明であることから批判の対象となっている。

② 国内法対応の相談窓口情報

- ・ 環境省

Ministerstvo 金は、その機能が果たされていないこと、消費者の

Ninisterstvo 金

812 35 Bratislava Slovakia

Tel: +421 (0)2 5956 1111

email: info@enviro.gov.sk

URL: <http://www.enviro.gov.sk>

(2) ④の「民間コンソーシアム」の項目参照